

22労働協約 第4回交渉**「勤務」「組合活動」「昇進」「乗務員勤務」で交渉
感染症罹患を理由の出勤停止は
有給休暇とするべき！**

◎「感染症等で会社が就業させない場合の有給休暇を制度化すること」

感染症等に罹患を理由に、出勤停止の指示・命令は会社都合によると考える。職場での感染防止と社員が治療に専念できるよう、有給の休暇を新設すること。

◎「労働組合の加入は、職場配属先での加入とすること」

組合加入は研セ入所中はやめ、職場配属後にする事が、会社の組合に対する中立保持と団結権の平等が保てると考える。

◎「昇格試験の人事考課は本人に説明すること」

不合格の組合員や社員から、理由がわからないとの声が多く聞かれる。会社として公平・公正ならば人事考課を受験者本人に説明するべきである。

◎「乗務員の日勤行路は公共交通機関で出勤できる時間とすること」

居住地により、始発バス・電車で間に合わず、自己の時間で前泊となるような勤務は、無くすことを求める。



職場三大要求の獲得めざして、みんなで議論し、みんなで行動しよう！

国 労 東 海 か べ 新 聞

国鉄労働組合東海本部 編集責任者：寺崎 浩